

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

奥州市では第3次奥州市食育推進計画（計画期間令和2年度～6年度）において、「奥州の豊かな恵みで育てよう！こころと体！」を基本理念とし、「健康なこころと体づくり」「奥州の食を知り、次世代へつなぐ」の2つを柱として事業を推進してきました。

食育は、身体の健康の維持、成長発育の増進とともに、人と人とのつながりを通して心の豊かさを育むなど、私たちの心身両面の健全な発達に深く関わっています。

近年、少子高齢化、人口減少のさらなる進行に加え、社会構造の変化やライフスタイル、価値観の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

第4次計画の策定にあたり、市内各地域における現状と課題を把握するために、小中高校生と市民への無作為抽出による、健康づくり食のアンケート調査を実施しました。また各種統計から現状と健康課題も明らかになってきており、第3次計画までの取り組みの成果と課題を踏まえ、引き続き食育に関する施策を総合的に推進するため、第4次奥州市食育推進計画を策定します。

食育とは

『生きるうえでの基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること』と位置づけています。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけられるものです。

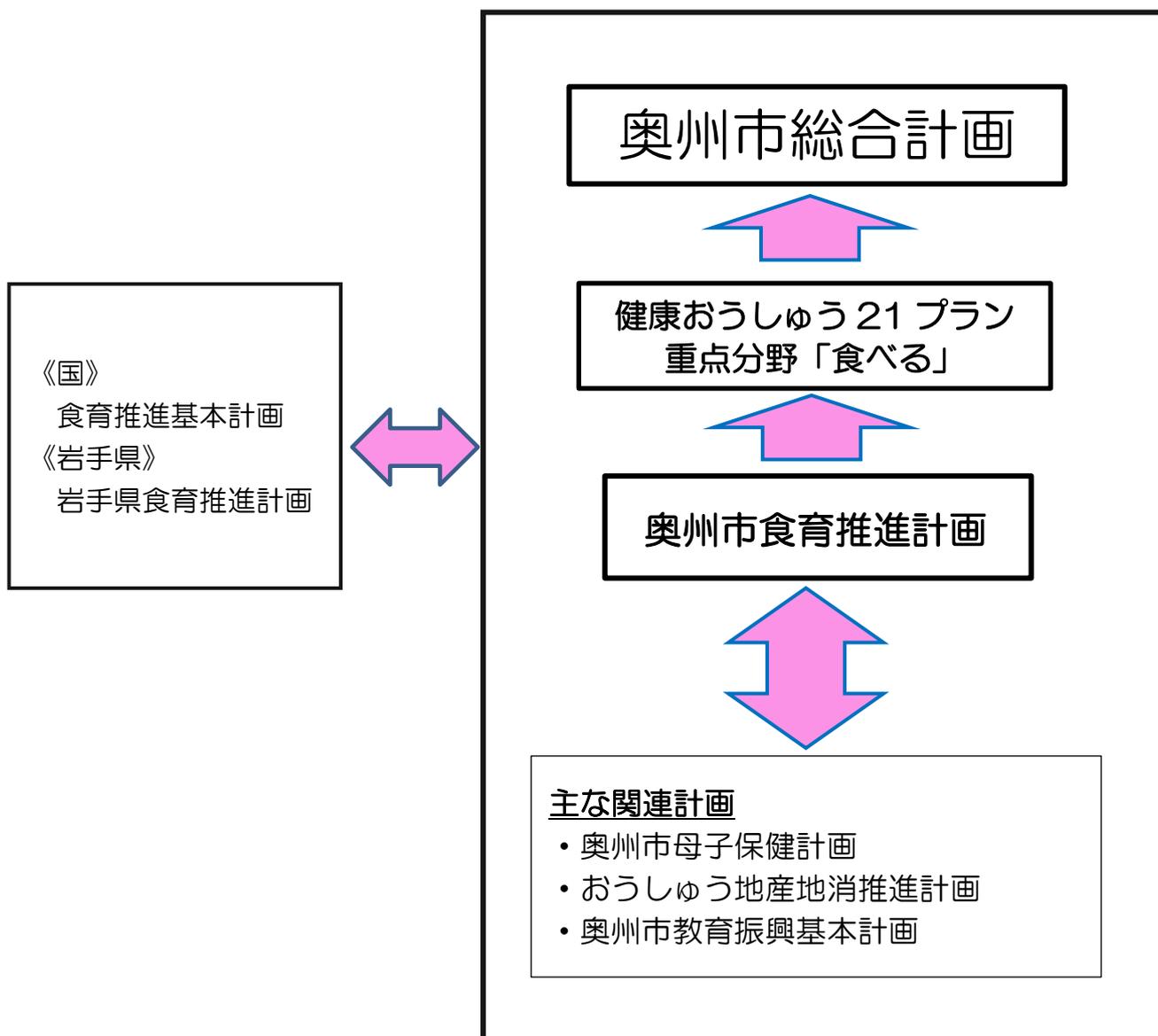
食育基本法（抜粋）

（市町村食育推進計画）

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を、作成するよう努めなければならない。

(2) 奥州市の各計画との関係

この計画は、総合計画における基本理念や基本目標、施策の方向性を踏まえ第4次健康おうしゅう21プラン、おうしゅう地産地消推進計画等との整合性を図るとともに、国および岩手県の食育に関する計画とも連携しながら食育の取り組みを推進するものです。



3 基本理念

「奥州の豊かな恵みで育てよう！こころと体！」

4 計画期間

この計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和9年度に中間評価を行います。また最終評価は令和11年度に行います。

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
奥州市総合計画												
健康おうしゅう 21 プラン												
奥州市食育推進計画												
奥州市母子保健計画												
おうしゅう地産地消 推進計画												
奥州市教育振興基本計画												
食育推進基本計画(国)												
岩手県食育推進計画												

5 食育とSDGsの関係性

2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられている、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs(※)について、市が実施する施策についても、17の持続可能な開発目標それぞれの分野における取り組みとの関連を踏まえ、多様な主体において連携・協働による取組を進めることとしています。子どもからお年寄りまで、SDGsをより身近なものとして捉え、市民がひとつとなつてSDGsに資する取組を推進していけるよう、SDGsに市の特徴を取り入れるなど、本計画の推進において取り組んでいきます。

※SDGs：(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)

